

専有部分の家屋番号	38-1-101 ~ 38-1-107 38-1-201 ~ 38-1-207 38-1-301 ~ 38-1-307 38-1-401 ~ 38-1-406 38-1-501 ~ 38-1-505			
表 題 部 (一棟の建物の表示)		調製	余白	
所 在		蕨市南町四丁目 38番地1		余白
建物の名称		コート蕨南町1番館		余白
① 構 造	② 床 面 積		原因及びその日付【登記の日付】	
鉄筋コンクリート造陸屋根ルーフイング葺5階建	1階	515	49	[平成11年8月13日]
	2階	507	33	
	3階	507	33	
	4階	433	78	
	5階	372	93	
表 題 部 (敷地権の目的である土地の表示)				
①土地の符号	② 所 在 及 び 地 番	③地 目	④ 地 積	登 記 の 日 付
1	蕨市南町四丁目38番1	宅地	1145.50	平成11年8月13日

表 題 部 (専有部分の建物の表示)			不動産番号	0334001117043
家屋番号	南町四丁目 38番1の104		余白	
建物の名称	104		余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積	原因及びその日付【登記の日付】	
居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分 62.63	平成11年7月28日新築 [平成11年8月13日]	

表 題 部 (敷地権の表示)			
①土地の符号	②敷地権の種類	③ 敷 地 権 の 割 合	原因及びその日付【登記の日付】
1	所有権	220125分の6600	平成11年8月4日敷地権 [平成11年8月13日]
所 有 者	大阪市中央区南船場四丁目1番9号 東洋不動産株式会社		

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成12年4月27日 第4940号	原因 平成12年3月31日売買 所有者 蕨市南町四丁目38番3号コート蕨南町1番館104号 佐々木華栄
付記1号	1番登記名義人表示更正	余白	住所 蕨市南町四丁目38番3号コート蕨南町1番館104号 平成12年5月17日受付 第5820号 職権更正
付記2号	1番登記名義人住所変更	平成29年11月27日	原因 平成28年11月30日住所移転

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
		第105391号	住所 川口市大字伊刈917番地の4
2	所有権移転	平成29年11月27日 第105394号	原因 平成29年11月27日売買 所有者 東京都渋谷区代々木二丁目21番10号 ライフクリエイション株式会社
3	所有権移転	平成30年1月11日 第1199号	原因 平成30年1月11日売買 所有者 蕨市南町四丁目38番3号コート蕨南町老番館104号 杉浦竜馬
付記1号	3番登記名義人住所変更	令和3年3月4日 第17763号	原因 平成30年5月28日住所移転 住所 東京都武蔵野市西久保二丁目5番7号橋荘201 代位者 東京都 代位原因 令和3年3月3日滞納処分の差押
4	差押	令和3年3月4日 第17764号	原因 令和3年3月3日立川都税事務所差押 債権者 東京都
5	差押	令和3年6月3日 第48101号	原因 令和3年6月2日さいたま地方裁判所担保不動産競売開始決定 債権者 長野市大字中御所岡田178番地2 八十二信用保証株式会社
6	参加差押	令和3年12月28日 第113632号	原因 令和3年12月27日東京都立川都税事務所参加差押 債権者 東京都
7	所有権移転	令和4年2月9日 第9653号	原因 令和4年2月8日担保不動産競売による売却 所有者 北足立郡伊奈町大字大針320番地株式会社東栄
8	5番差押登記抹消	令和4年2月9日 第9653号	原因 令和4年2月8日担保不動産競売による売却
9	4番差押登記、6番参加差押登記抹消	[空白]	令和4年2月9日7番の登記をしたので滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第32条の規定により抹消

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）

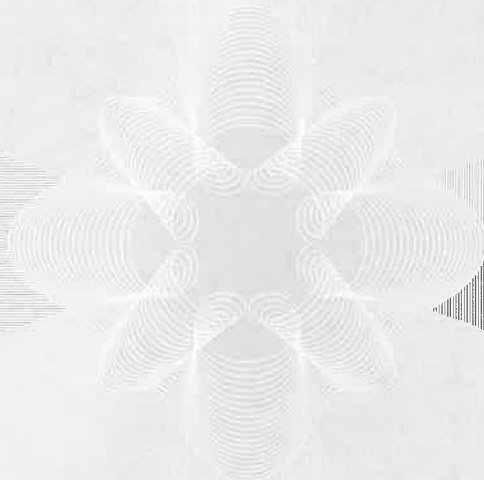
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成12年5月8日 第5379号	原因 平成12年5月5日金銭消費貸借平成12年5月5日設定 債権額 金2,330万円 利息 金2,040万円については年2・75% ただし、平成22年5月5日から年4・00% 金290万円については年3・75% ただし、平成22年5月5日から年4・00% (ただし、月割計算。月末満の期間は、年365日日割計算) 損害金 年14・5% (年365日日割計算) 債務者 蕨市南町四丁目38番3号コート蕨南町1番館104号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			佐々木華栄 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 住宅金融公庫 (取扱店 株式会社三和銀行蕨支店)
付記1号	1番抵当権更正	余白	債務者の住所 蕨市南町四丁目3-8番3号コート蕨南町老番館104号 平成12年5月17日受付 第5821号 職権更正
付記2号	1番抵当権移転	平成25年1月9日 第1131号	原因 平成19年4月1日独立行政法人住宅金融 融資支援機構法附則第3条第1項により承継 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 独立行政法人住宅金融支援機構
2	抵当権設定	平成12年5月8日 第5380号	原因 平成12年3月16日保証委託契約に基 づく求償債権の平成12年5月8日設定 債権額 金420万円 損害金 年14% (年3.65日日割計算) 債務者 蕨市南町四丁目3-8番3号コート蕨南 町1番館104号 佐々木華栄 抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目1番1 号サンワ東京ビル 三和信用保証株式会社
付記1号	2番抵当権更正	余白	債務者の住所 蕨市南町四丁目3-8番3号コート蕨南町老番館104号 平成12年5月17日受付 第5822号 職権更正
3	1番抵当権抹消	平成29年11月27日 第105392号	原因 平成29年11月27日弁済
4	2番抵当権抹消	平成29年11月27日 第105393号	原因 平成29年11月27日解除
5	抵当権設定	平成29年11月27日 第105395号	原因 平成29年11月27日金銭消費貸借同 日設定 債権額 金1,980万円 利息 年3.4% (年3.65日の日割計算) 損害金 年18.25% (年3.65日の日割計 算) 債務者 東京都渋谷区代々木二丁目21番10 号 ライフクリエイツ株式会社 抵当権者 東京都千代田区神田紺屋町41番地 興産信用金庫
6	5番抵当権抹消	平成30年1月11日 第1198号	原因 平成30年1月11日解除
7	抵当権設定	平成30年1月11日 第1200号	原因 平成29年12月20日保証委託契約に 基づく求償債権平成30年1月11日設定 債権額 金3,350万円 損害金 年(3.65日あたり)14% 債務者 蕨市南町四丁目3-8番3号コート蕨南 町老番館104号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			杉浦竜馬 抵当権者 長野市大字中御所岡田178番地2 八十二信用保証株式会社
8	7番抵当権抹消	令和4年2月9日 第9653号	原因 令和4年2月8日担保不動産競売による 売却



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

令和4年2月22日
さいたま地方法務局

登記官

矢部 博志



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。